

(案)

平成 23 年〇月〇日
健感発〇〇第〇〇号

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（商品名：エンセバック[®]皮下注用）の
定期の予防接種における使用について

日本脳炎の予防接種については、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（商品名：ジェービックV[®]）が予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）に定める乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンとして使用されているところであるが、新たに、平成 23 年 1 月 17 日に一般財団法人化学及血清療法研究所の乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（商品名：エンセバック[®]皮下注用）が薬事承認されたことを受け、今後供給される当該ワクチンも予防接種実施規則に定める乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンとして使用されることとなる。

当該ワクチンは、これまでの使用症例数が既存のワクチンと比較して少ないことから、接種に当たっては、副反応について十分に留意するとともに、「定期の予防接種の実施について」（平成 17 年 1 月 27 日付健発第 0127005 号厚生労働省健康局長通知）の別紙「定期（一類疾病）の予防接種実施要領」に基づいて、副反応の報告が遺漏なく行われるよう、管下市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関に対し周知願いたい。